

建設雇用再生トータルプラン等

建設雇用再生トータルプランの実施

円滑な労働移動及び技能労働者の確保の推進

業界内の円滑な労働移動及び技能労働者の確保の促進

円滑な業界内移動の促進

建設業需給調整機能強化促進助成金の創設

離職を余儀なくされる者等に係る無料職業紹介事業を実施しようとする地域の事業主団体に対する、初期費用に対する助成の実施

建設業労働移動円滑化支援助成金の創設

- ・ 建設業労働移動支援能力開発給付金の創設
 - ・ 建設業労働移動支援定着促進給付金(旧・建設業労働移動支援助成金)の拡充
- [講習実施に係る要件を2週間から1週間以上に緩和するとともに、講習実施期間に応じた助成を実施]

技能労働者の確保の促進

建設業人材育成総合支援事業の拡充

- ・ 各企業における職位と必要な能力、処遇、昇進状況等の現状分析のためのソフト開発
- ・ 建設事業主団体等による、教育訓練実施の共同化・広域化及び体系的処遇改善等の取組みへの重点的支援の実施(雇用改善推進事業助成金の見直しによる重点化)

業界外への労働移動の促進

建設業労働移動支援能力開発給付金の創設

地域の建設事業主団体が、離職を余儀なくされる者等に対し、労働移動支援能力開発業務(多様な形態での労働移動のための教育訓練・講習、キャリア・カウンセリング、就業体験付与等)を実施(再就職支援会社、NPO法人等への委託を含む。)する場合の助成の実施

労働移動支援助成金等の活用促進

雇用機会の拡大・雇用の安定の推進

建設業における新規・成長分野への進出の促進

建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金等の活用促進

異業種の新規・成長分野への進出の促進

中小企業雇用創出等能力開発助成金等の活用促進

情報提供、相談等のワンストップサービスの提供

(建設労働者雇用安定支援事業の拡充)

都道府県レベルの建設事業主団体への総合相談窓口の設置

建設雇用再生総合相談窓口の設置

- ・ 建設事業主等が円滑な労働移動、技能労働者の確保や雇用機会の確保・雇用の安定を図るために利用可能な各種支援事業(国による支援措置、再就職支援会社等)の積極的な情報提供の実施
- ・ 建設雇用再生総合アドバイザーによる、各事業主等のニーズに沿った支援事業の活用に向けた相談援助の実施(社会保険労務士等を登録、相談実績に応じて謝金を支給)

各種支援機関のネットワークの形成等

- ・ 地域の建設事業主団体による無料職業紹介実施の促進、労働移動促進のための能力開発実施機関の掘り起こし等
- ・ 各種支援機関のネットワーク形成等

建設雇用改善助成金の概要

1. 概要

(1) 趣旨

建設事業主等が行う建設労働者の技能の向上及び福祉の増進を図るための措置について、その経費の一部を助成することにより、建設労働者の雇用の改善を図る。(建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条)

(2) 助成要件

建設教育訓練助成金

ア 第一種建設教育訓練助成金

職業能力開発促進法による認定職業訓練を行う中小建設事業主等

イ 第二種建設教育訓練助成金

(ア) 技能実習

技能向上のための技能実習を行う中小建設事業主等

(イ) 通信教育訓練

通信制による教育訓練を受講させた中小建設事業主

(ロ) 新規・成長分野進出

建設業における新規・成長分野に進出するために必要な教育訓練を行う建設事業主

ウ 第三種建設教育訓練助成金

(ア) 運営費

野丁場職種 of 職業訓練の推進のための活動を行う職業訓練法人(広域的職業訓練を実施するものに限る)

(イ) 整備費

認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行う元方事業主(下請労働者を対象とする場合に限る)又は職業訓練法人

(ロ) 受講援助経費

広域的職業訓練を受講させた中小建設事業主

エ 第四種建設教育訓練助成金

認定訓練、技能実習又は新規・成長分野進出教育訓練を有給で受講させた中小建設事業主

雇用管理研修等助成金

ア 第一種雇用管理研修等助成金

労働者の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための雇用管理研修、建設労働者に対する指導監督に必要な知識を習得させるための職長研修を行う中小建設事業主等又は下請事業主の雇用管理の改善についての援

助に必要な知識を習得させるための雇用管理援助担当者研修を行う元方事業主

イ 第二種雇用管理研修等助成金

雇用管理研修、職長研修又は雇用管理援助担当者研修を有給で受講させた中小建設事業主

福利厚生助成金

ア 作業員宿舍

作業員宿舍の整備改善（新築、増築、改築、購入又は賃借）を行った中小建設事業主等

イ 現場福利施設

建設労働者に使用させるための食堂、休憩室等の整備改善（新築、購入又は賃借）を行った中小建設事業主等

ウ 健康診断

期間を定めて雇用する建設労働者に医師による健康診断を受診させた中小建設事業主

雇用改善推進事業助成金

ア 第一種雇用改善推進事業助成金

(ア) 全国団体

雇用改善について目標値を定め、その目標値を達成するために傘下事業主等に対して行う全国的な中小建設事業主の職別団体等

(イ) 地域団体等

雇用改善について目標値を定め、その目標値を達成するために傘下事業主等に対して行う中小建設事業主の団体等及び総合工事業者（元方事業主に限る。）

イ 第二種雇用改善推進事業助成金

都道府県の中小建設事業主等を対象に雇用改善を推進するための事業を行う当該都道府県の中小元方建設事業主団体

(3) 支給額

建設教育訓練助成金

ア 第一種建設教育訓練助成金

認定訓練の運営費のうち、国又は都道府県から助成を受けた額を控除した額の1/2を基準とする額

イ 第二種建設教育訓練助成金

(ア) 技能実習

運営費のうち、実費相当額で（1日13万円、20日分を限度）

(イ) 通信教育

負担した受講料の1/2（10万円を限度）

(ウ) 新規・成長分野進出

実施又は受講に要した経費の 1/2 (中小建設事業主については 2/3)
(実施方法により限度額を設定)

ウ 第三種建設教育訓練助成金

(ア) 運営費

職業訓練の推進のための活動に要する経費の 2/3 (訓練規模に応じて
限度額を設定)

(イ) 整備費

設置整備に要する経費の 1/2 (限度額 3 億円)

(ウ) 受講援助経費

受講に要する経費の 1/2 (限度額 2 万円)

エ 第四種建設教育訓練助成金

(ア) 認定訓練

・長期間の訓練課程 1人1日当たり 4,400 円

・短期間の訓練課程 1人1日当たり 7,000 円

(通常の賃金から訓練給付金を差し引いた額が、上記日額を下回る時
は、その差し引いた額)

(イ) 技能実習

1人1日当たり 5,000 円(通常の賃金が 5,000 円未満のときは、その
賃金)(20 日分を限度)

(ウ) 新規・成長分野進出教育訓練

賃金の 1/2 (中小建設事業主については 2/3)(賃金額等により限度額
を設定)

雇用管理研修等助成金

ア 第一種雇用管理研修等助成金

実費相当額 (1日当たり 10 万円、6 日分を限度)

イ 第二種雇用管理研修等助成金

建設労働者 1人1日当たり 5,000 円 (通常の賃金が、5,000 円未満の時
はその賃金)(6 日分を限度)

福利厚生助成金

ア 作業員宿舎 (建設労働者 1人当たり)

(ア) 新築、増築又は購入した場合

整備改善に要した経費の寄宿させる建設労働者 1人当たりの額から
12 万円を控除した額に 1/3 (1) を乗じて得た額
(限度額)

耐火構造作業員宿舎	個室型	40 万円 (80 万円 1)
	その他	25 万円 (50 万円 1)
非耐火構造作業員宿舎		12 万円 (24 万円 1)

(イ) 改築した場合

整備改善に要した経費の寄宿させる建設労働者 1 人当たりの額から 4 万円を控除した額に 1/3(1)を乗じて得た額
(限度額 / 1 人当たり) 12 万円 (24 万円)

(ウ) 賃借した場合

寄宿させる労働者 1 人当たりの 1 ヶ月の賃借料から 2,500 円を控除した額に 1/3(1)を乗じた額に賃借している月数(18 ヶ月限度)を乗じて得た額

1 男性用と女性用に区分された作業員宿舍を新築した場合等には助成率 2/3、限度額は()内の額

イ 現場福利施設(床面積 1 平方メートル当たり)

(ア) 新築又は購入した場合

新築又は購入に要した経費の床面積 1 平方メートル当たりの額から 1 万 5 千円を控除した額の 1/3(2)

(イ) 賃借した場合

床面積 1 平方メートル当たりの 1 ヶ月の賃借料から 500 円を控除した額に 1/3(2)を乗じた額に賃借している月数(18 ヶ月を限度)を乗じて得た額

2 男性用と女性用に区分された現場福利施設の場合は 2/3(施設の種類ごとに定める額を限度)

ウ 健康診断

健康診断に要した費用(1 人当たり 3,900 円を限度)

雇用改善推進事業助成金

ア 第一種雇用改善推進事業助成金

(ア) 全国団体

経費の 1/2(重点項目は 2/3)(限度額 1,000 万円、重点項目を実施する場合、1 につき上限額を 400 万円引き上げ)

(イ) 地域団体等

経費の 1/2(重点項目は 2/3)(限度額 200 万円、重点項目を実施する場合、1 につき上限額を 100 万円引き上げ)

イ 第二種雇用改善推進事業助成金

経費の 2/3(事業内容によって限度額を設定)

2 . 支給機関

独立行政法人雇用・能力開発機構

建設業労働移動円滑化支援助成金の概要

1. 趣旨

建設業内外への多様な形態での労働移動を促進するための教育訓練の実施(委託実施を含む)を推進する新たな助成措置(建設業労働移動支援能力開発給付金)と、建設業労働移動支援助成金を拡充した助成措置(建設業労働移動支援定着促進給付金)をメニューとする建設業労働移動円滑化支援助成金を創設することにより、建設業界内外での円滑な労働移動を促進する。

2. 改正の概要

(1) 建設業労働移動支援能力開発給付金

ア. 助成要件

中小建設業事業主団体が、中小建設業事業主から離職を余儀なくされる建設業労働者等に係る労働移動支援能力開発業務(労働移動のための教育訓練・講習、キャリア・カウンセリング、就業体験付与等)を、自ら又は委託して実施した場合に、当該実施に要する経費の一部を助成するとともに、労働移動支援能力開発業務をその雇用する建設業労働者に受けさせた中小建設業事業主に対し、その実施期間中の賃金の一部を助成するもの。

イ. 助成額

- ・ 運営・委託費助成：労働移動支援能力開発業務の実施に要した経費の 1/3
(上限：1人当たり 40 万円)
- ・ 賃金助成：労働移動支援能力開発業務を受けさせた期間中に支払った賃金の 1/3
(支給限度日数：150 日)

(2) 建設業労働移動支援定着促進給付金

ア. 助成要件

講習実施期間に係る要件を 2 週間以上から 1 週間以上に緩和するとともに、講習実施期間に応じた支給額とすること。

イ. 助成額

- ・ 講習実施期間 1 週間以上 2 週間未満 10 万円
- ・ 講習実施期間 2 週間以上 20 万円